

令和6年度未来につなぐ事業承継推進強化事業に係る
えひめのアトツギ創出支援事業委託業務の企画提案公募要領

令和6年9月

公益財団法人えひめ産業振興財団

1 目的

本要領は、公益財団法人えひめ産業振興財団において、「令和6年度未来につなぐ事業承継推進強化事業に係るえひめのアトツギ創出支援事業委託業務」を委託する業者を選定するにあたり、企画提案公募に必要な事項を定めることとする。

なお、本企画提案公募は、以下を条件として実施するものである。

- (1) 令和6年度補正予算を審議する公益財団法人えひめ産業振興財団理事会及び評議員会における当該予算の成立を条件とする。
- (2) 愛媛県との「令和6年度未来につなぐ事業承継推進強化事業委託業務」の契約締結を条件とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度未来につなぐ事業承継推進強化事業に係るえひめのアトツギ創出支援事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度未来につなぐ事業承継推進強化事業に係るえひめのアトツギ創出支援事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

4,453,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格条件

本企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の4第1項の規定の「普通地方公共団体」を「公益財団法人えひめ産業振興財団」へ読み替えた後の規定に該当しないこと。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の前日6ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。また、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 公益財団法人えひめ産業振興財団との緊密な連絡体制が構築できること。

4 企画提案書等の提出

次のとおり、企画提案書等を提出すること。提案は1応募者あたり1案とする。

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式1）

② 企画提案書（様式自由）

- ・業務実施体制を必ず記載すること。
- ・記載内容については任意とするが、仕様書の内容を十分に踏まえた記載にすること。
- ・本業務についての独自の提案があれば併せて記載すること。

- ・企画提案書は日本産業規格 A4（一部 A3 版折込使用可）とすること。
- ・ページ数は 20 ページ以内とすること。
- ・提案した業務を遂行するためのスケジュールを添付すること。

③ 見積書（様式自由）

- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- ・あて先は、公益財団法人えひめ産業振興財団理事長あてとし、代表者印を押印すること。
- ・見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

④ その他

- ・会社の概要が分かるもの（パンフレット等）
- ・会社の定款（写し）
- ・履歴事項全部証明書（取得 6 ヶ月以内のもの、写し可）
- ・直近 3 年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）

なお、追加で資料提供を求められることがあるので、その際は遅延なく提出すること。

(2) 提出部数及び提出形態

原本 1 部及び PDF・WORD・EXCEL 形式の電子データを CD-ROM 等の媒体に格納し、提出すること。

(3) 提出期限及び提出方法

令和 6 年 9 月 27 日（金）17 時までに、持参（土日祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで）又は追跡可能な発送方法により、「8 問い合わせ先及び提出先」へ提出すること。なお、郵便事故等により提出書類が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

5 企画提案公募に係る質問及び回答

(1) 質問受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和 6 年 9 月 19 日（木）17 時 15 分までに、別添「質問書」（様式 2）に質問事項等を記載の上、メール（送信先：r-sawada@ehime-iinet.or.jp）により提出すること。

(2) 質問内容

質問の内容は、公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ること。

(3) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対して原則電子メールで行うものとする。また、質問並びに質問に対する回答は公表する場合がある。

なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議の申し立ては一切受け付けないこととし、次に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとする。

- ① 質問者の明らかな誤読
- ② 質問者の個人的な意見
- ③ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ④ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ⑤ 本提案公募に関係のないもの
- ⑥ 電話、口頭等による質問
- ⑦ 受付期間外に提出されたもの
- ⑧ 他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問

6 審査方法

(1) 選考方法

公益財団法人えひめ産業振興財団の事務局において、企画提案の内容及び見積額等を審査し、総合的に最も優れた内容であると認められた者を委託候補者として選定する。

(2) 選考基準

以下の評価項目・配点により審査する。

評価項目		評価内容	配点
1 業務遂行の体制 (配点：40点)	提案内容	提案内容は業務の目的に沿っており、目的達成の方法について具体的に示されているか。	10
	経験・実績	これまでの本業務と同様又は類似の事業の経験・実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果をあげることができるか。	10
	体制	業務を確実に遂行するだけの人員や組織体制、となっているか。	5
	業務取組姿勢	本事業の趣旨を理解し、その方針に賛同しているか。	5
	事業スケジュール	事業スケジュールが現実的、効率的及び効果的なものとなっているか。	5
	総合評価	新規提案も含め、総合的に評価。	5
2 経費の妥当性 (配点：10点)	見積金額	委託限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か。	10
合 計			50

(3) 選考結果

選考結果については、参加事業者全てに書面により後日通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

(4) その他選考に係る留意事項

- ① 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。
 - ・提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - ・募集要項に違反すると認められたとき。
 - ・見積金額が、委託料上限額を超えていたとき。
 - ・同一の企画提案に対し、2以上の提案をしたとき。
 - ・その他、選考を行うに当たって不相当と認められるとき。
- ② 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出書類の作成及び提出等、本企画提案の参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

7 契 約

(1) 提案内容の調整

委託候補者の提案書等の記載内容が原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、委託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された委託候補者との協議が整い次第、契約を締結する。なお、委託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

8 問い合わせ先及び提出先

公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課 (担当：山内、澤田)
〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)
TEL 089-960-1112 FAX 089-960-1105